

倫理条例の運用状況を公表します

本市では、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図ることを目的に、大津市職員倫理条例（以下「倫理条例」といいます。）を定め、平成27年4月1日から施行しています。

倫理条例では、職員にとってどのような相手方が利害関係者に該当するのかを定義するとともに、当該利害関係者との禁止行為等について定めています。

また、倫理条例では、職員が自己の費用を負担する場合は、利害関係者とともに飲食することを認めていますが、その態様によっては接待を受けているのではないかと誤解される可能性もあることから、自己の飲食に要する費用が6,000円を超える場合は、事前に任命権者宛てにその旨を届け出ることを規定しています。

また、事業者等から6,000円を超える贈与等を受けた場合は、贈与等報告書により当該事実を任命権者宛てに報告することを規定しています。

については、倫理条例第14条の規定に基づき、これらの届出及び報告の状況について、次のとおり公表します。

届出及び報告の状況

●平成28年度

(単位：件)

1. 利害関係者との飲食に係る届出 【例：学区自治連合会主催の新年挨拶会など】	200
2. 贈与等報告書 【例：市民病院の医師等が行う講演の報酬など】	215

●平成29年度

(単位：件)

1. 利害関係者との飲食に係る届出 【例：学区自治連合会主催の新年挨拶会など】	207
2. 贈与等報告書 【例：専門職が行う講師の報酬など】	10

●平成30年度

(単位：件)

1. 利害関係者との飲食に係る届出 【例：学区自治連合会主催の新年挨拶会など】	254
2. 贈与等報告書 【例：専門職が行う講師の報酬など】	38

●令和元年度

(単位：件)

1. 利害関係者との飲食に係る届出 【例：学区自治連合会主催の新年挨拶会など】	232
2. 贈与等報告書 【例：専門職が行う講師の報酬など】	16

●令和2年度

(単位：件)

1. 利害関係者との飲食に係る届出 【例：学区自治連合会主催の新年挨拶会など】	0
2. 贈与等報告書 【例：専門職が行う講師の報酬など】	8

●令和3年度

(単位：件)

1. 利害関係者との飲食に係る届出 【例：学区自治連合会主催の新年挨拶会など】	8
2. 贈与等報告書 【例：専門職が行う講師の報酬など】	9

上記の届出及び報告は、いずれの内容も倫理条例に基づき、適切に運用されたものでした。